

案

29 第 号
平成29年 月 日

各実施機関の長 殿

福岡県個人情報保護審議会
会長 小林 登

個人情報の収集に関する例外事項について（答申）

平成29年 月 日付け 第 号で諮問のあったことについて、「共通事務（別紙1、別紙2）」または「単独事務」（別紙3）に該当する場合は、例外的に収集することができるものと認めます。

なお、今回答申を行った事項について、個々の共通事務への該当性の判断に当たっては、収集の制限の趣旨を踏まえ、実施機関において、収集する個人情報の内容や収集する必要性を十分に検討し、厳格に判断してください。

また、共通事務のうちどの項目に該当するか判断が困難な場合には、審議会と協議する等適切な対応を図るよう留意してください。

A 既存の共通事務の対象項目を追加する場合

共通事務			個人情報を収集する必要性		個人情報を収集する個人情報		共通事務		収集する個人情報		収集する個人情報										
番号	項目	内容	個人情報を収集する必要性	個人情報を収集する個人情報	項目	内容	番号	項目	内容	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	
1	相談等関係事務	県民等からの相談、陳情、要望、意見等が提供される個人情報を収集する事務	県民等からの相談、陳情、要望、意見等があつた場合、その内容に關して行政側の十分な理解と適切な対応を期待して相談者等から個人情報について述べられるが、これらの個人情報には、相談者等の一方的な意思により述べられることがある。	①～⑩	相談等関係事務	県民等からの相談、陳情、要望、意見等があつた場合、その内容に關して行政側の十分な理解と適切な対応を期待して相談者等から個人情報について述べられるが、これらの個人情報には、相談者等の一方的な意思により述べられることがある。	1	相談等関係事務	県民等からの相談、陳情、要望、意見等が提供される個人情報を収集する事務	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
<p>答申案</p> <p>収集する個人情報</p> <p>収集の制限事項に係る個人情報の収集を認める理由</p>																					
<p>実施機関</p> <p>事務の名称(所属名)</p> <p>県政モニター制度(県民情報広報課)</p> <p>県政提案メール(県民情報広報課)</p> <p>県民相談(県民情報広報課)</p> <p>法律相談(県民情報広報課)</p> <p>交通事故相談事務(生活安全課)</p> <p>犯罪被害者相談業務(犯罪被害者支援事業)(生活安全課)</p> <p>性暴力被害者相談業務(犯罪被害者支援事業)(生活安全課)</p> <p>生活保護陳情投書事務(保護・援護課)</p> <p>労働相談業務(労働政策課)</p> <p>就職相談業務(労働政策課)</p> <p>若者自立支援事業(労働政策課)</p> <p>子育て女性就職支援センターの職業紹介事業(新雇用開発課)</p> <p>70歳現役定年センターの職業紹介事業(新雇用開発課)</p> <p>中小企業障がい者雇用拡大事業(職業紹介)(新雇用開発課)</p> <p>訓練生にかかると職その他の指導業務(職業能力開発課)</p> <p>人権相談対応業務(人権・同和対策局調整課)</p> <p>県営住宅に関する陳情、要望に係る事務(県営住宅課)</p> <p>県営住宅に関する苦情処理事務(県営住宅課)</p> <p>県民からの相談、陳情、要望及び意見等に関する事務(金沢所室)</p> <p>県民からの相談、陳情、要望及び意見等に関する事務</p> <p>県民からの相談、陳情、要望及び意見等に関する事務</p> <p>警察安全相談事務</p> <p>犯罪被害者支援事務</p> <p>県民からの相談、陳情、要望及び意見等に関する事務</p> <p>公職選挙法に関する相談業務</p> <p>政治資金規正法に関する相談業務</p> <p>県民からの相談、陳情、要望及び意見等に関する事務</p> <p>職員採用試験に関する相談業務</p> <p>職員採用試験の人物試験(個別面接、集団討論等)業務</p> <p>県民からの相談、陳情、要望及び意見等に関する事務</p> <p>県民からの相談、陳情、要望及び意見等に関する事務</p> <p>県民からの相談、陳情、要望及び意見等に関する事務</p> <p>県民からの相談、陳情、要望及び意見等に関する事務</p> <p>県民からの相談、陳情、要望及び意見等に関する事務</p> <p>県民からの相談、陳情、要望及び意見等に関する事務</p> <p>県民からの相談、陳情、要望及び意見等に関する事務</p> <p>県民からの相談、陳情、要望及び意見等に関する事務</p> <p>県民からの相談、陳情、要望及び意見等に関する事務</p> <p>県民からの相談、陳情、要望及び意見等に関する事務</p> <p>県民からの相談、陳情、要望及び意見等に関する事務</p> <p>県民からの相談、陳情、要望及び意見等に関する事務</p> <p>県民からの相談、陳情、要望及び意見等に関する事務</p> <p>県民からの相談、陳情、要望及び意見等に関する事務</p> <p>県民からの相談、陳情、要望及び意見等に関する事務</p>																					

A 既存の共通事務の対象項目を追加する場合

共通事務		個人情報を収集する必要性
項目	内容	
2	作文等のコンコンクール、試験等を行う中で作文、論文等の記載内容に含まれる個人情報を収集する事務 作文・絵画募集等関係事務	各種のコンコンクールや試験の作文、論文等の記載内容は、表現の自由に基づき自由な意思で記載されるものであり、その中で個人情報について記載されることがある。

共通事務		収集の制限事項に係る個人情報収集の理由
項目	内容	
2	作文等のコンコンクール、試験等を行う中で作文、論文等の記載内容に含まれる個人情報を収集する事務 作文・絵画募集等関係事務	各種のコンコンクールや試験の作文、論文等の記載内容は、表現の自由に基づき自由な意思で記載されるものであり、その中で個人情報について記載されることがある。

答申案

実施機関	事務の名称(所属名)	収集する個人情報												
		① 思想信条	② 人種民族	③ 社会的身分	④ 犯罪歴	⑤ 犯罪被害	⑥ 病歴	⑦ 刑事事件履歴	⑧ 少年犯罪	⑨ 健康状態	⑩ 診断書	⑪ 診断書		
知事	障がい児者芸術展開催事務(文化振興課) 全日中学生水の作文コンクールに係る作文募集業務(水資源対策課)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
教育	生徒の作成した作文・論文等の保管事務(高校教育課) 作文等保管事務(各県立特別支援学校)(義務教育課)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
県警	犯罪防止等の作文・絵画募集事務	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
選挙	明るい選挙ポスターコンクール	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
人事	職員採用試験の論作文・記述式試験事務	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
産科大	作文等保管事務	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
女子大	作文等保管事務	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
県立大	作文等保管事務	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

別紙3

C 新たな「単独専務」を設ける場合

質問			答申案	
番号	事務の名称	収集する個人情報	実施機関 所管課室所名	個人情報を収集する必要性
26	庁舎の設備（貯水槽）保全業務に係る事務	⑥⑩	知事 (財産活用課)	国からの通知に基づき、貯水槽保全に携わる者の感染症に罹患の有無を確認するため、病歴、健康診断の結果等を収集する必要がある。
27	(公財) 特定飲害復旧事業センターの認定事務	⑦	知事 (広域地域振興課)	公益財団法人特定飲害復旧事業センターは、特定飲害復旧事業等に関する速捕された者又は告訴若しくは告訴若しくは拒否通知への拒否通知を九州経済産業局、(独) 石油天然ガス・金属鉱物資源機構及び県に連絡することと定めるため、該当事務の個人情報の提供を受ける必要がある。
28	感染症流行予測調査	⑥⑩ ⑪	知事 (保健環境研究所)	国の実施要領に基づき、厚生労働省・国立感染症研究所・都道府県（衛生研究所）が協力して実施する調査である。 定期予防接種対象疾患について、集団免疫の現状把握（感受性調査）、病原体の検索（感染源調査）を行い、これらの結果と、地域・年齢・予防接種履歴などを併せて分析し、効果的な予防接種を行うため、また、長期的視野に立ち、総合的に疾病の流行を予測する必要があるため、病歴等を収集する必要がある。
29	まごころ駐車場利用証発行事務	⑥⑨ ⑪	知事 (障がい福祉課)	障がい等のある人が、公共施設、店舗等の障がい者等用の駐車場を利用し、安全にかつ安心して施設を利用できるように支援する制度である。その利用証の発行に当たって、対象者に該当するかを判断するため個人情報収集する必要がある。
30	中国帰国者定着援護事務	⑥	知事 (保護・援護課)	国の実施要領に基づき、中国残留邦人等の援護の一環として、医療支援給付を行うため病歴を収集する必要がある。
31	講師団講師あわせん事業	①～ ⑪	知事 (人権・同和对策局 調整課)	講師団講師を選任するため、個人情報が含まれた略歴書を添付した推薦書を収集する必要があるため。また、講師が個人情報提供を述べられることがあるため。
32	信用保証協会役員任命事務	④	知事 (中小企業振興課)	国の監督指針の趣旨に鑑み、県において信用保証協会の役員任命手続を行う際に、任命する役員の適格性を判断するため、犯罪歴の有無を確認する必要がある。
33	犯罪による収益移転防止に係る事務	②⑨	知事 (団体指導課)	警察庁からママネーローディング対策の一環として、資産凍結措置対象者リストが送付されてくる中に対象者の人種及び民族又は身体障がいの状況が含まれていることがある。

答申案			別紙3	
番号	事務の名称	収集する個人情報	実施機関 所管課室所名	収集の制限事項に係る個人情報の収集を認める理由
25	庁舎の設備（貯水槽）保全業務に係る事務	⑥⑩	知事 (財産活用課)	国からの通知に基づき、貯水槽保全に携わる者の感染症に罹患の有無を確認するため、病歴、健康診断の結果等を収集する必要がある。
25	(公財) 特定飲害復旧事業センターの認定事務	⑦	知事 (広域地域振興課)	公益財団法人特定飲害復旧事業センターは、特定飲害復旧事業等に関する速捕された者又は告訴若しくは告訴若しくは拒否通知への拒否通知を九州経済産業局、(独) 石油天然ガス・金属鉱物資源機構及び県に連絡することと定めるため、該当事務の個人情報の提供を受ける必要がある。
27	感染症流行予測調査	⑥⑩ ⑪	知事 (保健環境研究所)	定期予防接種対象疾患について、集団免疫の現状把握（感受性調査）、病原体の検索（感染源調査）を行い、これらの結果と、地域・年齢・予防接種履歴などを併せて分析し、効果的な予防接種を行うため、また、長期的視野に立ち、総合的に疾病の流行を予測する必要があるため、病歴、健康診断の結果等を収集する必要がある。
28	まごころ駐車場利用証発行事務	⑥⑨ ⑪	知事 (障がい福祉課)	まごころ駐車場利用証の交付に当たって、交付要件に該当するかどうかを判断するため、病歴、障がいの状況等を収集する必要がある。
29	中国帰国者定着援護事務	⑥	知事 (保護・援護課)	国の実施要領に基づき、中国残留邦人等の援護の一環として、医療支援給付を行うため、病歴を収集する必要がある。
30	講師団講師あわせん事業	①～ ⑪	知事 (人権・同和对策局 調整課)	講師団講師を選任するため、個人情報が含まれた略歴書を添付した推薦書を収集する必要があるため。また、講師が個人情報提供を述べられることがあるため。
31	信用保証協会役員任命事務	④	知事 (中小企業振興課)	国の監督指針の趣旨に鑑み、県において信用保証協会の役員任命手続を行う際に、任命する役員の適格性を判断するため、犯罪歴を収集する必要がある。
32	犯罪による収益移転防止に係る事務	②⑨	知事 (団体指導課)	警察庁からママネーローディング対策の一環として、資産凍結措置対象者リストが送付されてくる中に対象者の人種及び民族又は身体障がいの状況が含まれていることがある。

別紙3

C 新たな「単独事務」を設ける場合(知事以外の実施機関)

諸問			答申案	
事務の名称	収集する個人情報	個人情報収集の必要性	実施機関	
録音図書貸出業務	⑨	録音図書は主に障がいのある人及びこれらの方が使用する施設を貸出対象としているため、視覚の障がいの状況を収集する必要がある。	教育委員会	
警察官採用事務	⑥⑨ ⑩⑪	採用試験の種目として、健康状態についての医学的検査、色覚その他の身体的状態についての測定等を行っており、受験者の病歴等を収集する必要がある。	警察本部長	
職員採用試験関係事務	①～ ⑪	職員採用試験の人物試験(個別面接、集団討論等)において、受験者の一方的な意思により収集制限対象の個人情報(面接シートの書面に記載された)を述べたこと等がある。障がい者を対象とする職員採用試験において、受験資格を確認するため、交付を受けている障がい者に係る手帳の記載事項を確認する必要があるほか、職場で働くに当たっての支障を改善するための措置等を検討するため、障がいの状況や病歴を確認する必要がある。	人事委員会	
理事長、監事及び役員 任免関係事務	①④	地方独立行政法人の理事長等は非公務員であるが、地方独立行政法人は県から確立・出資される団体であり、公共上の見地から確実に実施されることが必要となる事業及び事業であることから、その法人の理事長等には、公務員と同様の資格要件が求められるため、思想・信条及び宗教、犯罪歴を収集する必要がある。	地方独立行政法人 (九州歯科大学) (福岡女子大学) (県立大学)	

諸問			答申案	
事務の名称	収集する個人情報	個人情報収集の理由	実施機関	
録音図書貸出業務	⑨	録音図書の貸出の可否を判断するため、視覚の障がいの状況を収集する必要がある。	教育委員会	
警察官採用事務	⑥⑨ ⑩⑪	採用試験の種目として、健康状態についての医学的検査、色覚その他の身体的状態についての測定等を行っており、受験者の病歴、健康診断の結果等を収集する必要がある。	警察本部長	
職員採用試験関係事務	⑥⑨	障がい者を対象とする職員採用試験において、受験資格を確認するため、障がいの状況や病歴を収集する必要がある。また、職場で働くに当たっての支障を改善するための措置等を検討するため、障がいの状況や病歴を収集する必要がある。	人事委員会	
理事長、監事及び役員 任免関係事務	①④	地方独立行政法人の理事長等は非公務員であるが、地方独立行政法人は県が設立・出資する団体であり、公共上の見地から確実に実施されることが必要となる事業及び事業であることから、その法人の理事長等には、公務員と同様の資格要件が求められるため、思想・信条、犯罪歴を収集する必要がある。	地方独立行政法人 (九州歯科大学) (福岡女子大学) (県立大学)	

個人情報収集の収集に関する例外事項 諮問一覧表

項目	実施機関													
	知事部局	公営企業 の管理者	教育 委員会	警察 本部長	選挙管理 委員会	人事 委員会	監査委員	労働 委員会	収用 委員会	漁業調整 委員会	内水面 漁場管理 委員会	九州歯科 大学	福岡女子 大学	福岡県立 大学
既 存	1 相談	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	2 作文・絵画	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	3 栄典	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	4 非常勤職員	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	5 用地補償	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	6 来訪者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	7 人事管理	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	8 健康管理	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	9 税の減免	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	10 行政財産	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	11 行事参加	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	12 旅行	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	13 疾病	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	14 精神保健福祉	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
15 診療	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
16 生活保護	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
17 債権回収	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
18 協同組合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
19 争訟	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
20 県営住宅	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
21 補助金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
22 教育	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
23 奨学金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
24 試験実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
25 庁舎の設備（貯水槽）保全業務に係る事務	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
26 (公財) 特定被害復旧事業センターの認定事務	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
27 感染症流行予測調査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
28 まごころ駐車場利用証発行事務	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
29 中国帰国者定着支援事務	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
30 講師団講師あっせん事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
31 信用保証協会役員任命事務	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
32 犯罪による収益移転防止に係る事務	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
録音図書貸出業務	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
警察官採用事務	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
職員採用試験関係事務	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
理事長、監事及び役員任免関係事務	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
単 独 事 務														

共
通
事
務

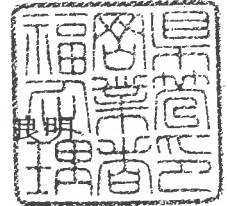
単
独
事
務



29福企管第493号
平成29年10月19日

福岡県個人情報保護審議会
会長 小林 登 様

福岡県企業局 企業管理者 家守



個人情報の収集に関する例外事項について（諮問）

福岡県個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成29年福岡県条例第21号）附則第2項の規定に基づき、次の諮問事項の当否について福岡県個人情報保護審議会の意見を求めます。

（諮問事項）

福岡県個人情報保護条例第3条第3項に規定する収集の制限に係る個人情報について、例外的に収集することができる場合は、「共通事務」（別紙1、別紙2）または「単独事務」（別紙3）に該当する事務を実施する場合とすること。

A 既存の共通事務の対象項目を追加する場合

番号	共通事務		収集する個人情報	個人情報を収集する必要性
	項目	内容		
1	相談等関係事務	県民等からの相談、陳情、要望、意見等の中で相談者等が提供される個人情報収集する事務	①～⑩	県民等からの相談、陳情、要望、意見等があった場合、その内容に関して行政側の十分な理解と適切な対応を期待して相談者等から個人情報について述べられることが考えられるが、これらの個人情報は、相談者等の一方的な意思により述べられることがある。
3	栄典事務	栄典、表彰を行う中で選考対象者・候補者の個人情報を収集する事務	①④⑥	栄典、表彰を行う場合、犯罪歴を有するものがその表彰候補者や表彰者に含まれないものと考えられる。そのため、犯罪歴の有無を確認する必要がある。また、その他の表彰等に当たっても、何らかの形で候補者の犯罪歴を収集する必要があるものや、表彰の性質上、思想・信条や心身の状況を集める必要があるものがある。
4	非常勤職員任用事務	非常勤嘱託員の任用を行う中で任用予定者に関する個人情報を収集する事務	①④⑥	非常勤嘱託員については、客観的・専門的な立場から、あるいは県としての立場から業務を執行しななければならないため、任用に当たっては、一般職に準じた形で思想・信条、犯罪歴、病歴に関する情報を収集する必要がある。
5	用地補償事務	公共用地の取得に伴い、墳墓、神社、仏閣、教会等の宗教施設の改築、移転費用や供養、祭礼費用の補償を行うため、宗教に関する個人情報を収集する事務	①	公共・公益事業において必要な土地等を取得する場合、墳墓、神社、仏閣、教会等の宗教施設の改築、移転が必要となるとき、その改築、移転費用や供養、祭礼に要する経費の補償費用の算定のため、土地・物件等所有者の宗教を収集する必要がある。

《収集する個人情報》

- ① 思想、信条及び宗教
- ② 人種及び民族
- ③ 社会的差別の原因となる社会的身分
- ④ 犯罪歴
- ⑤ 犯罪により害を被った事実
- ⑥ 病歴
- ⑦ 被疑者又は被告人として、刑事事件に関する手続が行われたこと
- ⑧ 本人を非行少年等として、少年保護事件に関する手続が行われたこと
- ⑨ 身体障がい、知的障がい、精神障がい、精神障がいがあること
- ⑩ 医師等により行われた健康診断その他の検査の結果
- ⑪ 医師等により心身の改善のため指導又は診療若しくは調剤が行われたこと

※ B及びCにおいても同様の分類

B 新たな「共通事務」を設ける場合

番号	共通事務		収集する個人情報	個人情報を収集する必要性
	項目	内容		
7	職員の人事管理関係事務	職員の任免等を行うに当たって、個人情報を収集する事務	①④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪	職員の任免、配属等の人事管理を適切に行うに当たって、心身の状況等を収集する必要がある。
19	争訟等関係事務	争訟等に当たって、個人情報を収集する事務	①～⑩	公正な判断や調整等を行うために必要な範囲内で個人情報を収集する必要がある。また、争訟等において、相手方からの一方的な意思により、個人情報を述べられることがある。



29教総第1809号

平成29年10月19日

福岡県個人情報保護審議会

会長 小林 登 様

福岡県教育委員会

個人情報の収集に関する例外事項について（諮問）

福岡県個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成29年福岡県条例第21号）
附則第2項の規定に基づき、次の諮問事項の当否について福岡県個人情報保護審議会の
意見を求めます。

（諮問事項）

福岡県個人情報保護条例第3条第3項に規定する収集の制限に係る個人情報に
ついて、例外的に収集することができる場合は、「共通事務」（別紙1、別紙2）又は
「単独事務」（別紙3）に該当する事務を実施する場合とすること。

A 既存の共通事務の対象項目を追加する場合

番号	共通事務		収集する 個人情報	個人情報を収集する必要性
	項目	内容		
1	相談等関係 事務	県民等からの相談、陳情、要望、意見等の中で相談者等が提供する個人情報を収集する事務	①～⑩	県民等からの相談、陳情、要望、意見等があった場合、その内容に関して行政側の十分な理解と適切な対応を期待して相談者等から個人情報について述べられることが考えられるが、これらの個人情報は、相談者等の一方的な意思により述べられることがある。
2	作文・絵画 募集等関係 事務	作文等のコンクール、試験等を行う中で作文、論文等の記載内容に含まれる個人情報を収集する事務	①～⑨⑩	各種のコンクールや試験の作文、論文等の記載内容は、表現の自由に基づき自由な意思で記載されるものであり、その中で個人情報について記載されることがある。
3	栄典事務	栄典、表彰を行う中で選考対象者・候補者の個人情報を収集する事務	①④⑨	栄典、表彰を行う場合、犯罪歴を有するものがその受彰候補者や受彰者となることは、社会通念上、国民、県民等の感情にそぐわないものと考えられる。そのため、犯罪歴の有無を確認する必要がある。 また、その他の表彰等に当たっても、何らかの形で候補者の犯罪歴を収集する必要があるものや表彰の性質上、思想・信条や心身の障がいの状況を収集する必要があるものがある。
4	非常勤職員 任用事務	非常勤嘱託員の任用を行う中で任用予定者に関する個人情報を収集する事務	①④⑥	非常勤嘱託員については、客観的・専門的な立場から、あるいは県としての立場から業務を執行しなければならないため、任用に当たっては、一般職に準じた形で思想・信条、犯罪歴、病歴に関する情報を収集する必要がある。
5	来訪者受入 事務	海外からの研修者、来客等の受け入れを行う中で滞在中の生活に支障をきたさないよう、また、相手方の生活習慣の違いに適切に対応するために個人情報を収集する事務	①⑥⑩	海外からの研修者や留学生及び来客を受け入れる場合、宗教に基づく食事の制限や生活習慣の違いがあるため、相手方の宗教を把握し、研修者や来客に対する滞在中の適切な対応を図る必要がある。 また、円滑な受入のために心身の状況を把握する必要がある。

《収集する個人情報》

- ①思想、信条及び宗教
- ②人種及び民族
- ③社会的差別の原因となる社会的身分
- ④犯罪歴
- ⑤犯罪により害を被った事実
- ⑥病歴
- ⑦被疑者又は被告人として、刑事事件に関する手続が行われたこと
- ⑧本人を非行少年等として、少年保護事件に関する手続が行われたこと
- ⑨身体障がい、知的障がい、精神障がいその他心身の機能の障がいがあること
- ⑩医師等により行われた健康診断その他の検査の結果
- ⑪医師等により心身の改善のため指導又は診療若しくは調剤が行われたこと

※ B及びCにおいても同様の分類

B 新たな「共通事務」を設ける場合

番号	共通事務		収集する 個人情報	個人情報を収集する必要性
	項目	内容		
6	職員の人事管理関係事務	職員の任免等を行うに当たって、個人情報を収集する事務	①④⑤⑥ ⑦⑨⑩⑪	職員の任免、配置等の人事管理を適切に行うに当たって、心身の状況等を収集する必要がある。
7	職員の健康管理事務	職員の健康管理を行うに当たって、個人情報を収集する事務	⑥⑨⑩⑪	職員の健康管理、疾病の予防等を行い、職員への指導や所属での適切な措置につなげるため、心身の状況等を収集する必要がある。
8	行政財産使用承認関係事務	行政財産の使用を許可又は使用料の減免をするに当たって、個人情報を収集する事務	⑥⑨⑩⑪	県が保有する庁舎等の管理を行う中で、使用等を承認するための要件の適用対象者であることを確認するため、病歴等を収集する必要がある。
9	争訟等関係事務	争訟等に当たって、個人情報を収集する事務	①～⑪	公正な判断や調整等を行うために必要な範囲内で個人情報を収集する必要がある。 また、争訟等において、相手方からの一方的な意思により、個人情報を述べられることがある。
10	補助金等関係事務	補助金等交付に当たって、個人情報を収集する事務	⑥⑨⑪	補助金等の交付要件に該当するかの判断を行うために、病歴等を個人情報を収集する必要がある。
11	教育、指導関係事務	教育、指導、評価、訓練等の事務に当たって、対象となる者の個人情報を収集する事務	⑤～⑪	教育等の事務を行うに当たって、生徒等対象者の心身の状態に応じて適切に対応するために個人情報を収集する必要がある。 また、指導等を行う中で、相手方からの一方的な意思により、個人情報を述べられることがある。
12	奨学金等関係事務	奨学給付金、奨学金等の事務に当たって、個人情報を収集する事務	③⑥⑦⑨ ⑩⑪	奨学給付金、各種奨学金の支給等又は授業料減免の要件に該当するかの判断を行うために、病歴等を収集する必要がある。
13	試験実施事務	試験を実施するに当たって、個人情報を収集する事務	①④⑥⑨ ⑩⑪	試験を実施するに当たり、受験者の障がいなど心身の状況に応じて適切な配慮を行うために病歴等を収集する必要がある。

C 新たな「単独事務」を設ける場合

番号	事務の名称	収集する個人情報	個人情報を収集する必要性	実施機関 所管課室所名
14	録音図書貸出業務	⑨	録音図書は主に障がいのある人及びこれらの人 が使用する施設を貸出対象としているため、視覚 の障がいの状況を収集する必要がある。	教育委員会 (社会教育課)



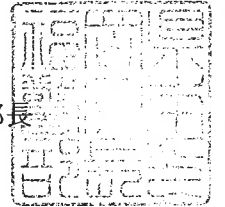
福警総第1559号

平成29年10月13日

福岡県個人情報保護審議会

会長 小林 登 殿

福岡県警察本部長



個人情報の収集に関する例外事項について（諮問）

福岡県個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成29年福岡県条例第21号）附則第2項の規定に基づき、次の諮問事項の当否について福岡県個人情報保護審議会の意見を求めます。

（諮問事項）

福岡県個人情報保護条例第3条第3項に規定する収集の制限に係る個人情報について、例外的に収集することができる場合は、「共通事務」（別紙1、別紙2）または「単独事務」（別紙3）に該当する事務を実施する場合とすること。

A 既存の共通事務の対象項目を追加する場合

番号	共通事務		収集する 個人情報	個人情報を収集する必要性
	項目	内容		
1	相談等関係 事務	県民等からの相談、陳情、要望、意見等の中で相談者等が提供する個人情報を収集する事務	①～⑩	県民等からの相談、陳情、要望、意見等があった場合、その内容に関して行政側の十分な理解と適切な対応を期待して相談者等から個人情報について述べられることが考えられるが、これらの個人情報は、相談者等の一方的な意思により述べられることがある。
2	作文・絵画 募集等関係 事務	作文等のコンクール、試験等を行う中で作文、論文等の記載内容に含まれる個人情報を収集する事務	①～⑩	各種のコンクールや試験の作文、論文等の記載内容は、表現の自由に基づき自由な意思で記載されるものであり、その中で個人情報について記載されることがある。
3	栄典事務	栄典、表彰を行う中で選考対象者・候補者の個人情報を収集する事務	①④	栄典、表彰を行う場合、犯罪歴を有するものがその表彰候補者や表彰者となることは、社会通念上、国民、県民等の感情にそぐわないものと考えられる。そのため、犯罪歴の有無を確認する必要がある。 また、その他の表彰等に当たっても、何らかの形で候補者の犯罪歴を収集する必要があるものや表彰の性質上、思想・信条を収集する必要があるものがある。
4	非常勤職員 任用事務	非常勤嘱託員の任用を行う中で任用予定者に関する個人情報を収集する事務	①④⑥	非常勤嘱託員については、客観的・専門的な立場から、あるいは県としての立場から業務を執行しなければならないため、任用に当たっては、一般職に準じた形で思想・信条、犯罪歴、病歴に関する情報を収集する必要がある。
5	用地補償 事務	公共用地の取得に伴い、墳墓、神社、仏閣、教会等の宗教施設の改葬、移転費用や供養、祭礼費用の補償を適正に行うため、宗教に関する個人情報を収集する事務	①	公共・公益事業において必要な土地等を取得する場合、墳墓、神社、仏閣、教会等の宗教施設の改葬、移転が必要となるとき、その改葬、移転費用や供養、祭礼に要する経費の補償費用の算定のため、土地・物件等所有者の宗教を収集する必要がある。

《収集する個人情報》

- ①思想、信条及び宗教
- ②人種及び民族
- ③社会的差別の原因となる社会的身分
- ④犯罪歴
- ⑤犯罪により害を被った事実
- ⑥病歴
- ⑦被疑者又は被告人として、刑事事件に関する手続が行われたこと
- ⑧本人を非行少年等として、少年保護事件に関する手続が行われたこと
- ⑨身体障がい、知的障がい、精神障がいその他心身の機能の障がいがあること
- ⑩医師等により行われた健康診断その他の検査の結果
- ⑪医師等により心身の改善のため指導又は診療若しくは調剤が行われたこと

B 新たな「共通事務」を設ける場合

番号	共通事務		収集する 個人情報	個人情報を収集する必要性
	項目	内容		
6	職員の人事管理関係事務	職員の任免等を行うに当たって、個人情報を収集する事務	①⑤⑥⑦ ⑨⑩⑪	職員の任免、配置等の人事管理を適切に行うに当たって、心身の状況等を収集する必要がある。
7	職員の健康管理事務	職員の健康管理を行うに当たって、個人情報を収集する事務	⑥⑨⑩⑪	職員の健康管理、疾病の予防等を行い、職員への指導や所属での適切な措置につなげるため、心身の状況等を収集する必要がある。
8	行政財産使用承認関係事務	行政財産の使用を許可又は使用料の減免をするに当たって、個人情報を収集する事務	⑥⑨⑩⑪	県が保有する庁舎等の管理を行う中で、使用等を承認するための要件の適用対象者であることを確認するため、病歴等を収集する必要がある。
9	争訟等関係事務	争訟等に当たって、個人情報を収集する事務	①～⑪	公正な判断や調整等を行うために必要な範囲内で個人情報を収集する必要がある。 また、争訟等において、相手方からの一方的な意思により、個人情報を述べられることがある。

《収集する個人情報》

- ①思想、信条及び宗教
- ②人種及び民族
- ③社会的差別の原因となる社会的身分
- ④犯罪歴
- ⑤犯罪により害を被った事実
- ⑥病歴
- ⑦被疑者又は被告人として、刑事事件に関する手続が行われたこと
- ⑧本人を非行少年等として、少年保護事件に関する手続が行われたこと
- ⑨身体障がい、知的障がい、精神障がいその他心身の機能の障がいがあること
- ⑩医師等により行われた健康診断その他の検査の結果
- ⑪医師等により心身の改善のため指導又は診療若しくは調剤が行われたこと

C 新たな「単独事務」を設ける場合

番号	共通事務		収集する 個人情報	個人情報を収集する必要性
	項目	内容		
10	警察官採用 事務	警察官採用試験を実施するに 当たって、個人情報を収集す る事務	⑥⑨⑩⑪	採用試験の種目として、健康状態についての医学 的検査、色覚その他の身体的状態についての測定等 を行っており、受験者の病歴等を収集する必要がある。

《収集する個人情報》

- ①思想、信条及び宗教
- ②人種及び民族
- ③社会的差別の原因となる社会的身分
- ④犯罪歴
- ⑤犯罪により害を被った事実
- ⑥病歴
- ⑦被疑者又は被告人として、刑事事件に関する手続が行われたこと
- ⑧本人を非行少年等として、少年保護事件に関する手続が行われたこと
- ⑨身体障がい、知的障がい、精神障がいその他心身の機能の障がいがあること
- ⑩医師等により行われた健康診断その他の検査の結果
- ⑪医師等により心身の改善のため指導又は診療若しくは調剤が行われたこと

29選管第392号
平成29年10月12日



福岡県個人情報保護審議会
会長 小林 登 様

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克巳



個人情報の収集に関する例外事項について（諮問）

福岡県個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成29年福岡県条例第21号）附則第2項の規定に基づき、次の諮問事項の当否について福岡県個人情報保護審議会の意見を求めます。

（諮問事項）

福岡県個人情報保護条例第3条第3項に規定する収集の制限に係る個人情報について、例外的に収集することができる場合は、「共通事務」（別紙1、別紙2）に該当する事務を実施する場合とすること。

A 既存の共通事務の対象項目を追加する場合

番号	共通事務		収集する個人情報	個人情報を収集する必要性
	項目	内容		
1	相談等関係事務	県民等からの相談、陳情、要望、意見等の中で相談、陳情、要望、意見等が提供する個人情報収集する事務	①～⑩	県民等からの相談、陳情、要望、意見等があった場合、その内容に関して行政側の十分な理解と適切な対応を期待して相談者等から個人情報について述べられることが考えられるが、これらの個人情報には、相談者等の一方的な意思により述べられることがある。
2	作文・絵画募集等関係事務	作文等のコンクール、試験等を行う中で作文、論文等の記載内容に含まれる個人情報収集する事務	①～⑩	各種のコンクールや試験の作文、論文等の記載内容は、表現の自由に基づき自由な意思で記載されるものである。そのため、その中で個人情報について記載されることがある。
3	栄典事務	栄典、表彰を行う中で選考対象者・候補者の個人情報を収集する事務	④	栄典、表彰を行う場合、犯罪歴を有するものがその表彰候補者や表彰者となることは、社会通念上、国民、県民等の感情にそぐわないものと考えられる。そのため、犯罪歴の有無を確認する必要がある。また、その他の表彰等に当たっても、何らかの形で候補者の犯罪歴を収集する必要があるものや表彰の性質上、思想・信条や心身の状況の状況を収集する必要があるものがある。

《収集する個人情報》

- ① 思想、信条及び宗教
- ② 人種及び民族
- ③ 社会的差別の原因となる社会的身分
- ④ 犯罪歴
- ⑤ 犯罪により害を被った事実
- ⑥ 病歴
- ⑦ 被疑者又は被告人として、刑事事件に関する手続が行われたこと
- ⑧ 本人を非行少年等として、少年保護事件に関する手続が行われたこと
- ⑨ 身体障がい、知的障がい、精神障がいその他心身の機能の障がいがあること
- ⑩ 医師等により行われた健康診断その他の検査の結果
- ⑪ 医師等により心身の改善のため指導又は診療若しくは調剤が行われたこと

※ B及びCにおいても同様の分類

B 新たな「共通事務」を設ける場合

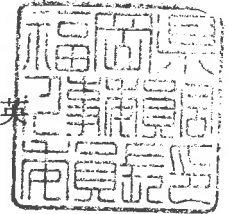
番号	共通事務		収集する 個人情報	個人情報を収集する必要性
	項目	内容		
7	職員の人事管理関係事務	職員の任免等を行うに当たって、個人情報を収集する事務	①④⑥	職員の任免、配置等の人事管理を適切に行うに当たって、心身の状況等を収集する必要がある。

29人委任第723号
平成29年10月12日



福岡県個人情報保護審議会
会長 小林 登 様

福岡県人事委員会委員長 井手 和英



個人情報の収集に関する例外事項について（諮問）

福岡県個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成29年福岡県条例第21号）附則第2項の規定に基づき、次の諮問事項の当否について福岡県個人情報保護審議会の意見を求めます。

（諮問事項）

福岡県個人情報保護条例第3条第3項に規定する収集の制限に係る個人情報について、例外的に収集することができる場合は、「共通事務」（別紙1、別紙2）または「単独事務」（別紙3）に該当する事務を実施する場合とすること。

A 既存の共通事務の対象項目を追加する場合

番号	共通事務		収集する 個人情報	個人情報を収集する必要性
	項目	内容		
1	相談等関係 事務	県民等からの相談、陳情、要望、意見等の中で相談者等が提供する個人情報を収集する事務	①～⑪	県民等からの相談、陳情、要望、意見等があった場合、その内容に関して行政側の十分な理解と適切な対応を期待して相談者等から個人情報について述べられることが考えられるが、これらの個人情報は、相談者等の一方的な意思により述べられることがある。
2	作文・絵画 募集等関係 事務	作文等のコンクール、試験等を行う中で作文、論文等の記載内容に含まれる個人情報を収集する事務	①～⑪	各種のコンクールや試験の作文、論文等の記載内容は、表現の自由に基づき自由な意思で記載されるものであり、その中で個人情報について記載されることがある。
3	栄典事務	栄典、表彰を行う中で選考対象者・候補者の個人情報を収集する事務	①④⑨	栄典、表彰を行う場合、犯罪歴を有するものがその表彰候補者や表彰者となることは、社会通念上、国民、県民等の感情にそぐわないものと考えられる。そのため、犯罪歴の有無を確認する必要がある。 また、その他の表彰等に当たっても、何らかの形で候補者の犯罪歴を収集する必要があるものや表彰の性質上、思想・信条や心身の障がいの状況を収集する必要があるものがある。

《収集する個人情報》

- ①思想、信条及び宗教
- ②人種及び民族
- ③社会的差別の原因となる社会的身分
- ④犯罪歴
- ⑤犯罪により害を被った事実
- ⑥病歴
- ⑦被疑者又は被告人として、刑事事件に関する手続が行われたこと
- ⑧本人を非行少年等として、少年保護事件に関する手続が行われたこと
- ⑨身体障がい、知的障がい、精神障がいその他心身の機能の障がいがあること
- ⑩医師等により行われた健康診断その他の検査の結果
- ⑪医師等により心身の改善のため指導又は診療若しくは調剤が行われたこと

※ B及びCにおいても同様の分類

B 新たな「共通事務」を設ける場合

番号	共通事務		収集する 個人情報	個人情報を収集する必要性
	項目	内容		
4	職員の人事管理関係事務	職員の任免等を行うに当たって、個人情報を収集する事務	①④⑤⑥ ⑦⑨⑩⑪	職員の任免、配置等の人事管理を適切に行うに当たって、心身の状況等を収集する必要がある。
5	争訟等関係事務	争訟等に当たって、個人情報を収集する事務	①～⑪	公正な判断や調整等を行うために必要な範囲内で個人情報を収集する必要がある。 また、争訟等において、相手方からの一方的な意思により、個人情報を述べられることがある。
6	試験実施事務	試験を実施するに当たって、個人情報を収集する事務	⑥⑨	試験を実施するに当たり、受験者の障がいなど心身の状況に応じて適切な配慮を行うために病歴等を収集する必要がある。

C 新たな「単独事務」を設ける場合

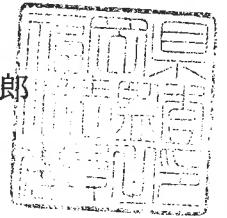
番号	事務の名称	収集する 個人情報	個人情報を収集する必要性	実施機関 所管課室所名
7	職員採用試験関係事務 (A1、A2、B6該 当分を除く)	①～⑪	<p>職員採用試験の人物試験（個別面接、集団討論等）において、受験者の一方的な意思により収集制限対象の個人情報が述べられたり面接シート等の書面に記載されたりすることがある。</p> <p>障がい者を対象とする職員採用試験において、受験資格を確認するため、交付を受けている障がいに係る手帳の記載事項を確認する必要があるほか、職場で働くに当たっての支障を改善するための措置等を検討するため、障がいや病気の状況について確認する必要がある。</p>	人事委員会事務局 (任用課)



29監総第417号
平成29年10月10日

福岡県個人情報保護審議会
会長 小林登様

福岡県代表監査委員 山下 芳郎



個人情報の収集に関する例外事項について（諮問）

福岡県個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成29年福岡県条例第21号）附則第2項の規定に基づき、次の諮問事項の可否について福岡県個人情報保護審議会の意見を求めます。

（諮問事項）

福岡県個人情報保護条例第3条第3項に規定する収集の制限に係る個人情報について、例外的に収集することができる場合は、別紙に掲げる事務を実施する場合とすること。

A 既存の共通事務の対象項目を追加する場合

番号	共通事務		収集する 個人情報	個人情報を収集する必要性
	項目	内容		
1	相談等関係 事務	県民等からの相談、陳情、要望、意見等の中で相談者等が提供する個人情報を収集する事務	①～⑪	県民等からの相談、陳情、要望、意見等があった場合、その内容に関して行政側の十分な理解と適切な対応を期待して相談者等から個人情報について述べられることが考えられるが、これらの個人情報は、相談者等の一方的な意思により述べられることがある。
2	栄典事務	栄典、表彰を行う中で選考対象者・候補者の個人情報を収集する事務	①④⑨	栄典、表彰を行う場合、犯罪歴を有するものがその表彰候補者や表彰者となることは、社会通念上、国民、県民等の感情にそぐわないものと考えられる。そのため、犯罪歴の有無を確認する必要がある。 また、その他の表彰等に当たっても、何らかの形で候補者の犯罪歴を収集する必要があるものや表彰の性質上、思想・信条や心身の障がいの状況を収集する必要があるものがある。
3	非常勤職員 任用事務	非常勤嘱託員の任用を行う中で任用予定者に関する個人情報を収集する事務	①④⑥	非常勤嘱託員については、客観的・専門的な立場から、あるいは県としての立場から業務を執行しなければならないため、任用に当たっては、一般職に準じた形で思想・信条、犯罪歴、病歴に関する情報を収集する必要がある。

B 新たな「共通事務」を設ける場合

番号	共通事務		収集する 個人情報	個人情報を収集する必要性
	項目	内容		
4	職員の人事管理 関係事務	職員の任免等を行うに当たって、個人情報を収集する事務	①④⑤⑥ ⑦⑨⑩⑪	職員の任免、配置等の人事管理を適切に行うに当たって、心身の状況等を収集する必要がある。



29 労調第360号
平成29年10月6日

福岡県個人情報保護審議会
会長 小林 登 様

福岡県労働委員会会長 後藤 様



個人情報の収集に関する例外事項について（諮問）

福岡県個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成29年福岡県条例第21号）附則第2項の規定に基づき、次の諮問事項の当否について福岡県個人情報保護審議会の意見を求めます。

（諮問事項）

福岡県個人情報保護条例第3条第3項に規定する収集の制限に係る個人情報について、例外的に収集することができる場合は、「共通事務」（別紙1、別紙2）に該当する事務を実施する場合とすること。

A 既存の共通事務の対象項目を追加する場合

番号	共通事務		収集する 個人情報	個人情報を収集する必要性
	項目	内容		
1	相談等関係 事務	県民等からの相談、陳情、要望、意見等の中で相談者等が提供する個人情報を収集する事務	①～⑪	県民等からの相談、陳情、要望、意見等があった場合、その内容に関して行政側の十分な理解と適切な対応を期待して相談者等から個人情報について述べられることが考えられるが、これらの個人情報は、相談者等の一方的な意思により述べられることがある。
2	栄典事務	栄典、表彰を行う中で選考対象者・候補者の個人情報を収集する事務	①④⑨	<p>栄典、表彰を行う場合、犯罪歴を有するものがその表彰候補者や表彰者となることは、社会通念上、国民、県民等の感情にそぐわないものと考えられる。そのため、犯罪歴の有無を確認する必要がある。</p> <p>また、その他の表彰等に当たっても、何らかの形で候補者の犯罪歴を収集する必要があるものや表彰の性質上、思想・信条や心身の障がいの状況を収集する必要があるものがある。</p>

《収集する個人情報》

- ①思想、信条及び宗教
- ②人種及び民族
- ③社会的差別の原因となる社会的身分
- ④犯罪歴
- ⑤犯罪により害を被った事実
- ⑥病歴
- ⑦被疑者又は被告人として、刑事事件に関する手続が行われたこと
- ⑧本人を非行少年等として、少年保護事件に関する手続が行われたこと
- ⑨身体障がい、知的障がい、精神障がいその他心身の機能の障がいがあること
- ⑩医師等により行われた健康診断その他の検査の結果
- ⑪医師等により心身の改善のため指導又は診療若しくは調剤が行われたこと

※ Bにおいても同様の分類

B 新たな「共通事務」を設ける場合

番号	共通事務		収集する 個人情報	個人情報を収集する必要性
	項目	内容		
3	職員の人事管理関係事務	職員の任免等を行うに当たって、個人情報を収集する事務	①④⑤⑥ ⑦⑨⑩⑪	職員の任免、配置等の人事管理を適切に行うに当たって、心身の状況等を収集する必要がある。
4	争訟等関係事務	争訟等に当たって、個人情報を収集する事務	①～⑪	公正な判断や調整等を行うために必要な範囲内で個人情報を収集する必要がある。 また、争訟等において、相手方からの一方的な意思により、個人情報を述べられることがある。



29 福収第7号
平成29年10月13日

福岡県個人情報保護審議会
会長 小林 登 様

福岡県収用委員会会長 安部 尚志



個人情報の収集に関する例外事項について（諮問）

福岡県個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成29年福岡県条例第21号）附則第2項の規定に基づき、次の諮問事項の当否について福岡県個人情報保護審議会の意見を求めます。

（諮問事項）

福岡県個人情報保護条例第3条第3項に規定する収集の制限に係る個人情報について、例外的に収集することができる場合は、別紙1に該当する事務を実施する場合とすること。

番号	項目	内容	収集する個人情報	個人情報を収集する必要性
1	相談等関係事務	県民等からの相談、陳情、要望、意見等の中で相談者等が提供する個人情報収集する事務	①～⑪	県民等からの相談、陳情、要望、意見等があった場合、その内容に関して行政側の十分な理解と適切な対応を期待して相談者等から個人情報について述べられることが考えられるが、これらの個人情報は、相談者等の一方的な意思により述べられることがある。
2	栄典事務	栄典、表彰を行う中で選考対象者・候補者の個人情報を収集する事務	①④	叙勲及び表彰推薦にあたり、候補者の犯罪歴や思想・信条を収集する必要がある。
3	争訟等関係事務	争訟等に当たって、個人情報を収集する事務	①～⑪	争訟等において、相手方からの一方的な意思により、個人情報を述べられることがある。

《収集する個人情報》

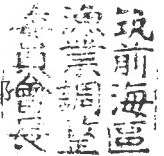
- ①思想、信条及び宗教
- ②人種及び民族
- ③社会的差別の原因となる社会的身分
- ④犯罪歴
- ⑤犯罪により害を被った事実
- ⑥病歴
- ⑦被疑者又は被告人として、刑事事件に関する手続が行われたこと
- ⑧本人を非行少年等として、少年保護事件に関する手続が行われたこと
- ⑨身体障がい、知的障がい、精神障がいその他心身の機能の障がいがあること
- ⑩医師等により行われた健康診断その他の検査の結果
- ⑪医師等により心身の改善のため指導又は診療若しくは調剤が行われたこと



29 漁調委第103号
平成29年10月11日

福岡県個人情報保護審議会
会長 小林 登 様

筑前海区漁業調整委員会会長 本田 清一郎



福岡県有明海区漁業調整委員会会長 内場 澄夫



福岡県豊前海区漁業調整委員会会長 高松 三男



個人情報の収集に関する例外事項について（諮問）

福岡県個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成29年福岡県条例第21号）附則第2項の規定に基づき、次の諮問事項の当否について福岡県個人情報保護審議会の意見を求めます。

（諮問事項）

福岡県個人情報保護条例第3条第3項に規定する収集の制限に係る個人情報について、例外的に収集することができる場合は、「共通事務」（別紙1，別紙2）に該当する事務を実施する場合とすること。

別紙1

A 既存の共通事務の対象項目を追加する場合

番号	共通事務		収集する 個人情報	個人情報を収集する必要性
	項目	内容		
1	相談等関係 事務	県民等からの相談、陳情、要望、意見等の中で相談者等が提供する個人情報を収集する事務	①～⑪	県民等からの相談、陳情、要望、意見等があった場合、その内容に関して行政側の十分な理解と適切な対応を期待して相談者等から個人情報について述べられることが考えられるが、これらの個人情報は、相談者等の一方的な意思により述べられることがある。
3	栄典事務	栄典、表彰を行う中で選考対象者・候補者の個人情報を収集する事務	①④⑨	栄典、表彰を行う場合、犯罪歴を有するものがその表彰候補者や表彰者となることは、社会通念上、国民、県民等の感情にそぐわないものと考えられる。そのため、犯罪歴の有無を確認する必要がある。 また、その他の表彰等に当たっても、何らかの形で候補者の犯罪歴を収集する必要があるものや表彰の性質上、思想・信条や心身の障がいの状況を収集する必要があるものがある。

《収集する個人情報》

- ①思想、信条及び宗教
- ②人種及び民族
- ③社会的差別の原因となる社会的身分
- ④犯罪歴
- ⑤犯罪により害を被った事実
- ⑥病歴
- ⑦被疑者又は被告人として、刑事事件に関する手続が行われたこと
- ⑧本人を非行少年等として、少年保護事件に関する手続が行われたこと
- ⑨身体障がい、知的障がい、精神障がいその他心身の機能の障がいがあること
- ⑩医師等により行われた健康診断その他の検査の結果
- ⑪医師等により心身の改善のため指導又は診療若しくは調剤が行われたこと

※ B及びCにおいても同様の分類

B 新たな「共通事務」を設ける場合

番号	共通事務		収集する 個人情報	個人情報を収集する必要性
	項目	内容		
7	職員の人事管理関係事務	職員の任免等を行うに当たって、個人情報を収集する事務	①④⑤⑥ ⑦⑨⑩⑪	職員の任免、配置等の人事管理を適切に行うに当たって、心身の状況等を収集する必要がある。



29内水管委第33号
平成29年10月11日

福岡県個人情報保護審議会
会長 小林 登 様

福岡県内水面漁場管理委員会会長 原口 勝良



個人情報の収集に関する例外事項について（諮問）

福岡県個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成29年福岡県条例第21号）附則第2項の規定に基づき、次の諮問事項の可否について福岡県個人情報保護審議会の意見を求めます。

（諮問事項）

福岡県個人情報保護条例第3条第3項に規定する収集の制限に係る個人情報について、例外的に収集することができる場合は、「共通事務」（別紙1，別紙2）に該当する事務を実施する場合とすること。

別紙1

A 既存の共通事務の対象項目を追加する場合

番号	共通事務		収集する個人情報	個人情報を収集する必要性
	項目	内容		
1	相談等関係事務	県民等からの相談、陳情、要望、意見等の中で相談者等が提供する個人情報を収集する事務	①～⑩	県民等からの相談、陳情、要望、意見等があった場合、その内容に関して行政側の十分な理解と適切な対応を期待して相談者等から個人情報について述べられることが考えられるが、これらの個人情報は、相談者等の一方的な意思により述べられることがある。
3	栄典事務	栄典、表彰を行う中で選考対象者・候補者の個人情報を収集する事務	①④⑨	栄典、表彰を行う場合、犯罪歴を有するものがその表彰候補者や表彰者となることは、社会通念上、国民、県民等の感情にそぐわないものと考えられる。そのため、犯罪歴の有無を確認する必要がある。 また、その他の表彰等に当たっても、何らかの形で候補者の犯罪歴を収集する必要があるものや表彰の性質上、思想・信条や心身の障がいの状況を収集する必要があるものがある。

《収集する個人情報》

- ①思想、信条及び宗教
- ②人種及び民族
- ③社会的差別の原因となる社会的身分
- ④犯罪歴
- ⑤犯罪により害を被った事実
- ⑥病歴
- ⑦被疑者又は被告人として、刑事事件に関する手続が行われたこと
- ⑧本人を非行少年等として、少年保護事件に関する手続が行われたこと
- ⑨身体障がい、知的障がい、精神障がいその他心身の機能の障がいがあること
- ⑩医師等により行われた健康診断その他の検査の結果
- ⑪医師等により心身の改善のため指導又は診療若しくは調剤が行われたこと

※ B及びCにおいても同様の分類

B 新たな「共通事務」を設ける場合

番号	共通事務		収集する 個人情報	個人情報を収集する必要性
	項目	内容		
7	職員の人事管理関係事務	職員の任免等を行うに当たって、個人情報を収集する事務	①④⑤⑥ ⑦⑨⑩⑪	職員の任免、配置等の人事管理を適切に行うに当たって、心身の状況等を収集する必要がある。



29九歯大第6010号
平成29年10月 5日

福岡県個人情報保護審議会
会長 小林 登 様

公立大学法人 九州歯科大学
理事長・学長 西原 達次



個人情報の収集に関する例外事項について（諮問）

福岡県個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成29年福岡県条例第21号）附則第2項の規定に基づき、次の諮問事項の当否について福岡県個人情報保護審議会の意見を求めます。

（諮問事項）

福岡県個人情報保護条例第3条第3項に規定する収集の制限に係る個人情報について、例外的に収集することができる場合は、「共通事務」（別紙1、別紙2）または「単独事務」（別紙3）に該当する事務を実施する場合とすること。

A 既存の共通事務の対象項目を追加する場合

番号	共通事務		収集する個人情報	個人情報収集の必要性
	項目	内容		
1	相談等関係事務	県民等からの相談、陳情、要望、意見等があった場合、その内容に関して行政側の十分な理解と適切な対応を期待して相談者等から個人情報について述べられることが考えられるが、これらの個人情報は、相談者等の一方的な意思により述べられることがある。	①～⑩	
2	作文・絵画募集等関係事務	作文等のコンクールや試験を行う中で作文、論文等の記載内容に含まれる個人情報を収集する事務	①～⑩	各種のコンクールや試験の作文、論文等の記載内容は、表現の自由に基づきき自由な意思で記載されるものである。そのため、その中で個人情報について記載されることがある。
3	栄典事務	栄典、表彰を行う中で選考対象者・候補者の個人情報を収集する事務	①④⑨	栄典、表彰を行う場合、犯罪歴を有するものがその表彰候補者や表彰者となることは、社会通念上、国民、県民等の感情にそぐわないものと考えられる。そのため、その他の表彰等に当たっても、何らかの形で候補者の犯罪歴を収集する必要があるものや表彰の性質上、思想・信条や心身の状況を集める必要があるものがある。
4	非常勤職員任用事務	非常勤嘱託員の任用を行う中で任用予定者に関する個人情報を収集する事務	①④⑥	非常勤嘱託員については、客観的・専門的な立場から、あるいは原としての立場から業務を執行しなければならぬため、任用に当たっては、一般職に準じた形で思想・信条、犯罪歴、病歴に関する情報を収集する必要がある。
5	来訪者受入事務	海外からの研修者、来客等の受入れを行う中で滞在中の生活に支障をきたさないよう、生活習慣の違いに適切に対応するため個人情報を収集する事務	①②③⑥⑦⑨⑩	海外からの研修者や留学生及び来客を受け入れる場合、宗教に基づく食事の制限や生活習慣の違いがあるため、相手方の宗教や人種及び民族を把握し、研修者や来客に対する滞在中の適切な対応を図る必要がある。また、円滑な受入のために心身の状況を把握する必要がある。

番号	共通事務		収集する個人情報	個人情報収集の必要性
	項目	内容		

《収集する個人情報》

- ① 思想、信条及び宗教
- ② 人種及び民族
- ③ 社会的差別の原因となる社会的身分
- ④ 犯罪歴
- ⑤ 犯罪に及び香を被った事実
- ⑥ 病歴
- ⑦ 被疑者又は被告人として、刑事事件に関する手続が行われたこと
- ⑧ 本人を非行少年等として、少年保護事件に関する手続が行われたこと
- ⑨ 身体障がい、知的障がい、精神障がいその他心身の機能の障がいがあること
- ⑩ 医師等により行われた健康診断その他の検査の結果
- ⑪ 医師等により心身の改善のため指導又は診療若しくは調剤が行われたこと

※ B及びCにおいても同様の分類

B 新たな「共通事務」を設ける場合

番号	共通事務		収集する 個人情報	個人情報を収集する必要性
	項目	内容		
6	職員の人事管理関係事務	職員の任免等を行うに当たって、個人情報を収集する事務	①④⑤⑥ ⑦⑨⑩⑪	職員の任免、配置等の人事管理を適切に行うに当たって、心身の状況等を収集する必要がある。
7	職員の健康管理事務	職員の健康管理を行うに当たって、個人情報を収集する事務	⑥⑨⑩⑪	職員の健康管理、疾病の予防等を行い、職員への指導や所属での適切な措置につなげるため、心身の状況等を収集する必要がある。
8	診療等関係事務	診療、疾病予防等を行うに当たって、個人情報を収集する事務	①③④⑥ ⑨⑩⑪	診断等治療を行う中で、病歴等を収集する必要がある。 また、患者等からの一方的な意思により、個人情報を述べられることもある。
9	争訟等関係事務	争訟等に当たって、個人情報を収集する事務	①～⑪	公正な判断や調整等を行うために必要な範囲内で個人情報を収集する必要がある。 また、争訟等において、相手方からの一方的な意思により、個人情報を述べられることがある。
10	教育、指導関係事務	教育、指導、評価、訓練等の事務に当たって、対象となる者の個人情報を収集する事務	①～⑪	教育等の事務を行うに当たって、生徒等対象者の心身の状態に応じて適切に対応するために個人情報を収集する必要がある。 また、指導等を行う中で、相手方からの一方的な意思により、個人情報を述べられることがある。
11	奨学金等関係事務	奨学給付金、奨学金等の事務に当たって、個人情報を収集する事務	⑥⑦⑨⑩ ⑪	奨学給付金、各種奨学金の支給等又は授業料減免の要件に該当するかの判断を行うために、病歴等を収集する必要がある。
12	試験実施事務	試験を実施するに当たって、個人情報を収集する事務	⑥⑨	試験を実施するに当たり、受験者の障がいなど心身の状況に応じて適切な配慮を行うために病歴等を収集する必要がある。



29 福女大第308号
平成29年10月11日

福岡県個人情報保護審議会
会長 小林 登 様

公立大学法人福岡女子大学

理事長 梶山 千里



個人情報の収集に関する例外事項について（諮問）

福岡県個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成29年福岡県条例第21号）附則第2項の規定に基づき、次の諮問事項の当否について福岡県個人情報保護審議会の意見を求めます。

（諮問事項）

福岡県個人情報保護条例第3条第3項に規定する収集の制限に係る個人情報について、例外的に収集することができる場合は、「共通事務」（別紙1、別紙2）または「単独事務」（別紙3）に該当する事務を実施する場合とすること。

A 既存の共通事務の対象項目を追加する場合

番号	共通事務		収集する個人情報	個人情報を収集する必要性
	項目	内容		
1	相談等関係事務	県民等からの相談、陳情、要望、意見等の中で相談者等が提供する個人情報を収集する事務	①～⑪	県民等からの相談、陳情、要望、意見等があった場合、その内容に関して行政側の十分な理解と適切な対応を期待して相談者等から個人情報について述べられることが考えられるが、これらの個人情報は、相談者等の一方的な意思により述べられることがある。
2	作文・絵画募集等関係事務	作文等のコンクール、試験等を行う中で作文、論文等の記載内容に含まれる個人情報を収集する事務	①～⑪	各種のコンクールや試験の作文、論文等の記載内容は、表現の自由に基づき自由な意思で記載されるものであり、その中で個人情報について記載されることがある。
3	栄典事務	栄典、表彰を行う中で選考対象者・候補者の個人情報を収集する事務	①④⑨	栄典、表彰を行う場合、犯罪歴を有するものがその表彰候補者や表彰者となることは、社会通念上、国民、県民等の感情にそぐわないものと考えられる。そのため、犯罪歴の有無を確認する必要がある。 また、その他の表彰等に当たっても、何らかの形で候補者の犯罪歴を収集する必要があるものや表彰の性質上、思想・信条や心身の障がいの状況を収集する必要があるものがある。
4	非常勤職員任用事務	非常勤嘱託員の任用を行う中で任用予定者に関する個人情報を収集する事務	①④⑥	非常勤嘱託員については、客観的・専門的な立場から、あるいは県としての立場から業務を執行しなければならないため、任用に当たっては、一般職に準じた形で思想・信条、犯罪歴、病歴に関する情報を収集する必要がある。
5	来訪者受入事務	海外からの研修者、来客等の受入れを行う中で滞在中の生活に支障をきたさないよう、また、相手方の生活習慣の違いに適切に対応するために個人情報を収集する事務	①②④⑥ ⑦⑨⑩⑪	海外からの研修者や留学生及び来客を受け入れる場合、宗教に基づく食事の制限や生活習慣に違いがあるため、相手方の宗教や人種及び民族を把握し、研修者や来客に対する滞在中の適切な対応を図る必要がある。 また、円滑な受入のために心身の状況を把握する必要がある。

《収集する個人情報》

- ①思想、信条及び宗教
- ②人種及び民族
- ③社会的差別の原因となる社会的身分
- ④犯罪歴
- ⑤犯罪により害を被った事実
- ⑥病歴
- ⑦被疑者又は被告人として、刑事事件に関する手続が行われたこと
- ⑧本人を非行少年等として、少年保護事件に関する手続が行われたこと
- ⑨身体障がい、知的障がい、精神障がいその他心身の機能の障がいがあること
- ⑩医師等により行われた健康診断その他の検査の結果
- ⑪医師等により心身の改善のため指導又は診療若しくは調剤が行われたこと

※ Bにおいても同様の分類

B 新たな「共通事務」を設ける場合

番号	共通事務		収集する 個人情報	個人情報を収集する必要性
	項目	内容		
6	職員の人事管理関係事務	職員の任免等を行うに当たって、個人情報を収集する事務	①④⑤⑥ ⑦⑨⑩⑪	職員の任免、配置等の人事管理を適切に行うに当たって、心身の状況等を収集する必要がある。
7	職員の健康管理事務	職員の健康管理を行うに当たって、個人情報を収集する事務	⑥⑨⑩⑪	職員の健康管理、疾病の予防等を行い、職員への指導や所属での適切な措置につなげるため、心身の状況等を収集する必要がある。
8	争訟等関係事務	争訟等に当たって、個人情報を収集する事務	①～⑪	公正な判断や調整等を行うために必要な範囲内で個人情報を収集する必要がある。 また、争訟等において、相手方からの一方的な意思により、個人情報を述べられることがある。
9	教育、指導関係事務	教育、指導、評価、訓練等の事務に当たって、対象となる者の個人情報を収集する事務	①～⑪	教育等の事務を行うに当たって、生徒等対象者の心身の状態に応じて適切に対応するために個人情報を収集する必要がある。 また、指導等を行う中で、相手方からの一方的な意思により、個人情報を述べられることがある。
10	奨学金等関係事務	奨学給付金、奨学金等の事務に当たって、個人情報を収集する事務	⑥⑦⑨⑩ ⑪	奨学給付金、各種奨学金の支給等又は授業料減免の要件に該当するかの判断を行うために、病歴等を収集する必要がある。
11	試験実施事務	試験を実施するに当たって、個人情報を収集する事務	⑥⑨	試験を実施するに当たり、受験者の障がいなど心身の状況に応じて適切な配慮を行うために病歴等を収集する必要がある。

C 新たな「単独事務」を設ける場合

番号	事務の名称	収集する個人情報	個人情報を収集する必要性	実施機関 所管課室所名
12	理事長、監事及び役員 任免関係事務	①④	公立大学法人の理事長等は非公務員であるが、公立大学法人は県が設立・出資する団体であり、公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であることから、その法人の理事長等には、公務員と同等の資格要件が求められるため、思想・信条及び宗教、犯罪歴を収集する必要がある。	公立大学法人 (福岡女子大学)



29 福県大第 99 号
平成 29 年 10 月 11 日

福岡県個人情報保護審議会
会長 小林 登 様

公立大学法人 福岡県立大学
理事長 柴田 洋三郎

個人情報の収集に関する例外事項について（諮問）

福岡県個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成 29 年福岡県条例第 21 号）附則第 2 項の規定に基づき、次の諮問事項の当否について福岡県個人情報保護審議会の意見を求めます。

（諮問事項）

福岡県個人情報保護条例第 3 条第 3 項に規定する収集の制限に係る個人情報について、例外的に収集することができる場合は、「共通事務」（別紙 1、別紙 2）または「単独事務」（別紙 3）に該当する事務を実施する場合とすること。

A 既存の共通事務の対象項目を追加する場合

番号	共通事務		収集する 個人情報	個人情報を収集する必要性
	項目	内容		
1	相談等関係 事務	県民等からの相談、陳情、要望、意見等の中で相談者等が提供する個人情報を収集する事務	①～⑪	県民等からの相談、陳情、要望、意見等があった場合、その内容に関して行政側の十分な理解と適切な対応を期待して相談者等から個人情報について述べられることが考えられるが、これらの個人情報は、相談者等の一方的な意思により述べられることがある。
2	作文・絵画 募集等関係 事務	作文等のコンクール、試験等を行う中で作文、論文等の記載内容に含まれる個人情報を収集する事務	①～⑪	各種のコンクールや試験の作文、論文等の記載内容は、表現の自由に基づき自由な意思で記載されるものであり、その中で個人情報について記載されることがある。
3	栄典事務	栄典、表彰を行う中で選考対象者・候補者の個人情報を収集する事務	①④⑨	栄典、表彰を行う場合、犯罪歴を有するものがその表彰候補者や表彰者となることは、社会通念上、国民、県民等の感情にそぐわないものと考えられる。そのため、犯罪歴の有無を確認する必要がある。 また、その他の表彰等に当たっても、何らかの形で候補者の犯罪歴を収集する必要があるものや表彰の性質上、思想・信条や心身の障がいの状況を収集する必要があるものがある。
4	非常勤職員 任用事務	非常勤嘱託員の任用を行う中で任用予定者に関する個人情報を収集する事務	①④⑥	非常勤嘱託員については、客観的・専門的な立場から、あるいは県としての立場から業務を執行しなければならないため、任用に当たっては、一般職に準じた形で思想・信条、犯罪歴、病歴に関する情報を収集する必要がある。
5	来訪者受入 事務	海外からの研修者、来客等の受入れを行う中で滞在中の生活に支障をきたさないよう、また、相手方の生活習慣の違いに適切に対応するために個人情報を収集する事務	①②④⑥ ⑦⑨⑩⑪	海外からの研修者や留学生及び来客を受け入れる場合、宗教に基づく食事の制限や生活習慣の違いがあるため、相手方の宗教や人種及び民族を把握し、研修者や来客に対する滞在中の適切な対応を図る必要がある。 また、円滑な受入のために心身の状況を把握する必要がある。

《収集する個人情報》

- ①思想、信条及び宗教
- ②人種及び民族
- ③社会的差別の原因となる社会的身分
- ④犯罪歴
- ⑤犯罪により害を被った事実
- ⑥病歴
- ⑦被疑者又は被告人として、刑事事件に関する手続が行われたこと
- ⑧本人を非行少年等として、少年保護事件に関する手続が行われたこと
- ⑨身体障がい、知的障がい、精神障がいその他心身の機能の障がいがあること
- ⑩医師等により行われた健康診断その他の検査の結果
- ⑪医師等により心身の改善のため指導又は診療若しくは調剤が行われたこと

※ B及びCにおいても同様の分類

B 新たな「共通事務」を設ける場合

番号	共通事務		収集する 個人情報	個人情報を収集する必要性
	項目	内容		
6	職員の人事管理関係事務	職員の任免等を行うに当たって、個人情報を収集する事務	①④⑤⑥ ⑦⑨⑩⑪	職員の任免、配置等の人事管理を適切に行うに当たって、心身の状況等を収集する必要がある。
7	職員の健康管理事務	職員の健康管理を行うに当たって、個人情報を収集する事務	⑥⑨⑩⑪	職員の健康管理、疾病の予防等を行い、職員への指導や所属での適切な措置につなげるため、心身の状況等を収集する必要がある。
8	争訟等関係事務	争訟等に当たって、個人情報を収集する事務	①～⑪	公正な判断や調整等を行うために必要な範囲内で個人情報を収集する必要がある。 また、争訟等において、相手方からの一方的な意思により、個人情報を述べられることがある。
9	教育、指導関係事務	教育、指導、評価、訓練等の事務に当たって、対象となる者の個人情報を収集する事務	①～⑪	教育等の事務を行うに当たって、生徒等対象者の心身の状態に応じて適切に対応するために個人情報を収集する必要がある。 また、指導等を行う中で、相手方からの一方的な意思により、個人情報を述べられることがある。
10	奨学金等関係事務	奨学給付金、奨学金等の事務に当たって、個人情報を収集する事務	⑥⑦⑨⑩ ⑪	奨学給付金、各種奨学金の支給等又は授業料減免の要件に該当するかの判断を行うために、病歴等を収集する必要がある。
11	試験実施事務	試験を実施するに当たって、個人情報を収集する事務	⑥⑨	試験を実施するに当たり、受験者の障がいなど心身の状況に応じて適切な配慮を行うために病歴等を収集する必要がある。

C 新たな「単独事務」を設ける場合

12	理事長、監事及び役員 任免関係事務	①④	地方独立行政法人の理事長等は非公務員であるが、地方独立行政法人は県が設立・出資する団体であり、公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であることから、その法人の理事長等には、公務員と同等の資格要件が求められるため、思想・信条及び宗教、犯罪歴を収集する必要がある。	地方独立行政法人 (九州歯科大学) (福岡女子大学) (福岡県立大学)
----	----------------------	----	---	--